

21文科ス第6013号
平成21年4月1日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 長
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
山 中 伸



(印影印刷)

学校環境衛生基準の施行について（通知）

学校における環境衛生管理の徹底については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、このたび、学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）により改正された学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、別添のとおり、「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号。以下「本基準」という。）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、本基準に基づき学校における環境衛生検査並びに法第6条の趣旨を踏まえた適切な環境の維持に努めるとともに、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合の改善のために必要な措置の実施につき遺漏のないよう願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮願います。

記

第一 本基準の概要

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 水泳プールに係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

第6 雑則

- 1 臨時に検査を行う場合について定めたこと。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設、設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

第7 施行期日等

- 1 本基準は、平成21年4月1日から施行すること。

第二 留意事項

一 総則的事項

(1) 法の趣旨の徹底について

- 1 学校においては、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないこと（法第5条）。
- 2 学校の設置者は、本基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないとともに、校長は、本基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする（法第6条第2項及び第3項）。
- 3 法の規定により、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図らねばならないこと。

(2) 本基準の策定について

- 1 本基準は、現行の「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定。以下「旧基準」という。）の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう必要な検討を進め、告示にふさわしい事項に厳選し策定されたこと。
- 2 本基準は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準であること（法第6条第1項）から、それぞれの「検査項目」及び「基準」を明確にし、それに対応する「検査項目」及び「方法」を記述するとともに、旧基準における施設・設備の設置・構造に関するものは削除し、維持・管理に関する基準であることを明確化したこと。
- 3 定期に行われる衛生検査の基準について旧基準では、原則として「検査項目」、「検査回数」、「検査事項」、「検査方法」、「判定基準」及び「事後措置」の6つの項に分けて記載されているが、法第6条第3項において学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合に改善のために必要な措置を講ずることが規定されたことを踏まえ、本基準では「事後措置」に関する項目を記載せず、「検査項目」及び「基準」、それに対応する「検査項目」及び「方法」として整理したこと。
- 4 旧基準における「学校給食の食品衛生（学校給食共同調理場を含む）」については、法第6条第1項において学校給食法第9条第1項等に規定する事項（「学校給食衛生管理基準」）を本基準から除くとされたことから、本基準から除いたこと。

(3) 学校薬剤師等との連携について

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条に定める学校薬剤師の職務執行の準則を勘案し、本基準に照らして適切な環境を維持するために学校薬剤師との十分な連携に努められたいこと。

(4) 学校環境衛生管理マニュアルについて

学校における衛生検査及び日常における環境衛生に関する点検の円滑な実施の一助となるよう、検査方法の詳細や留意事項等を示した「学校環境衛生管理マニュアル」（平成16年3月、文部科学省）が発行されている。「学校環境衛生管理マニュアル」については、本基準の内容を踏まえ、改訂することを予定していること。

二 個別的事項

本基準は、旧基準の内容を踏まえ策定されており、個別的な変更点は以下のとおりである。

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「照度及び照明環境」、「騒音環境及び騒音レベル」及び「教室等の空気」について、本基準では「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。
- 2 本基準では「換気回数」、「落下細菌」及び「実効輻射温度」を検査項目としなかったこと。
- 3 本基準では、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、「一酸化炭素」等の検査を省略することができるとしたこと。
- 4 本基準では「揮発性有機化合物」について、次回からの検査を省略できる測定方法を限定し、明確化したこと。
- 5 本基準では「騒音環境」を検査項目とせず、「騒音レベル」の検査方法に記載したこと。また、「騒音レベル」について、次回からの検査を省略できる除外規定を設けたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「飲料水の管理」及び「雨水等利用施設における水の管理」について、本基準では「第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。
- 2 本基準では、旧基準で検査項目としていた「水質」について「飲料水の水質」と「飲料水の原水の水質」として整理したこと。
- 3 本基準では、旧基準における「雨水等利用施設における水」について、「雑用水」と表記したこと。
- 4 旧基準で検査事項としていた専用水道の水質については、水道法に基づき検査することとなっていることから、水道水を水源とする専用水道の原水の水質については、水道事業者により担保されていることから、本基準における検査項目としなかったこと。
- 5 本基準では「専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」の検査回数については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数としたこと。
- 6 本基準では、飲料水に関する施設・設備について、「外部からの汚染を受けないように管理されていること」としたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「排水の管理」、「学校の清潔」「机、いすの整備」、「黒板の管理」及び「ネズミ、衛生害虫等」について、本基準では「第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。
- 2 本基準では、旧基準における「学校の清潔」及び「排水の管理」について、「学校の清潔」として整理したこと。

- 3 本基準では、旧基準における「机、いすの整備」及び「黒板の管理」について、「教室の備品の管理」として整理したこと。
- 4 本基準では、旧基準における「水飲み・先口・手洗い場・足洗い場の管理」、「便所の管理」及び「ごみの処理」について、検査項目としなかったこと。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「水泳プールの管理」について、本基準では「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」として整理したこと。
- 2 本基準では、塩素剤の例示に「塩素ガス」を記載しなかったこと。
- 3 本基準では、屋内プールにおける「空気中の二酸化炭素」、「空気中の塩素ガス」及び「水平面照度」の検査方法を明確化したこと。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 旧基準の「第3章 日常における環境衛生」について、本基準では「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。
- 2 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」に記載されている検査項目のうち、毎時授業日に教職員が主として感覚的に点検が可能である項目については、本基準では「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」の項目として整理したこと。
- 3 本基準では「学校の清潔」を充実させるとともに、旧基準における「水泳プールの管理」のうち児童生徒等に係る事項は除外したこと。

第6 雑則

- 1 旧基準の「第2章 臨時環境衛生」について、本基準では「第6 雑則」として、以下の項目とともに整理したこと。
- 2 定期検査等を効果的に実施するためには、施設・設備等を把握し、過去の検査結果を参考にする必要があることから、定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録を検査の日から5年間保存するとともに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように適切に保存すること。

第三 その他

学校環境衛生の基準（平成4年文部省体育局長裁定）及び下記に掲げる通知は、廃止する。

- 1 平成10年12月1日付け文体学第187号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について（通知）
- 2 平成13年8月28日付け13文科ス第264号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について（通知）
- 3 平成14年2月5日付け13文科ス第411号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について（通知）
- 4 平成16年2月10日付け15文科ス第402号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について（通知）
- 5 平成19年7月10日付け19文科ス第155号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について（通知）

(参考) 文部科学省ホームページアドレス 学校環境衛生基準

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/gakkouhoken.htm

(ホーム>政策について>国会提出法律>第169回国会における文部科学省成立法律)

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 保健管理係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2976)

○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

	検査項目	基準
換気及び保温等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。
	(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	10ppm 以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア. ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ 以下であること。
	イ. トルエン	260 μg/m ³ 以下であること。
ウ. キシレン	870 μg/m ³ 以下であること。	
エ. パラジクロロベンゼン	240 μg/m ³ 以下であること。	
オ. エチルベンゼン	3800 μg/m ³ 以下であること。	
カ. スチレン	220 μg/m ³ 以下であること。	
(9) ダニ又はダニアレルゲン	100 匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	
採光及び照明	(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx (ルクス) とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20 : 1 を超えないこと。また、10 : 1 を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1000 lx 程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500 lx 程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z 9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
	(11) まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源（日光の場合は窓）がないこと。

		(イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ロ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。
騒音	(12) 騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは LAeq50dB (デシベル) 以下、窓を開けているときは LAeq55dB 以下であることが望ましい。

2. 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1) 換気	二酸化炭素は、検知管法により測定する。
	(2) 温度	アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
	(3) 相対湿度	アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
	(4) 浮遊粉じん	相対沈降径 10 μ m 以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法 (Low-Volume Air Sampler 法) 又は質量濃度変換係数 (K) を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。
	(5) 気流	カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。
	(6) 一酸化炭素	検知管法により測定する。
	(7) 二酸化窒素	ザルツマン法により測定する。
	(8) 揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では 30 分間で 2 回以上、拡散方式では 8 時間以上行う。
	ア. ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ. トルエン ウ. キシレン エ. パラジクロロベンゼン オ. エチルベンゼン カ. スチレン	固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ-質量分析法により測定する。
(9) ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において 1 m ² を電気掃除機で 1 分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。	

備考

一 検査項目 (1) ~ (7) については、学校の授業中等に、各階 1 以上の教室等を選び、適当な場所 1 か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。

検査項目 (4) 及び (5) については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。

検査項目 (6) 及び (7) については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。

二 検査項目 (8) については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。

検査項目 (8) ウ〜カについては、必要と認める場合に検査を行う。

検査項目 (8) については、児童生徒等がいない教室等において、30 分以上換気の後 5 時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフー質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。

三 検査項目 (9) については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。

(10) 照度

日本工業規格 C 1609 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

教室の照度は、図に示す 9 か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。

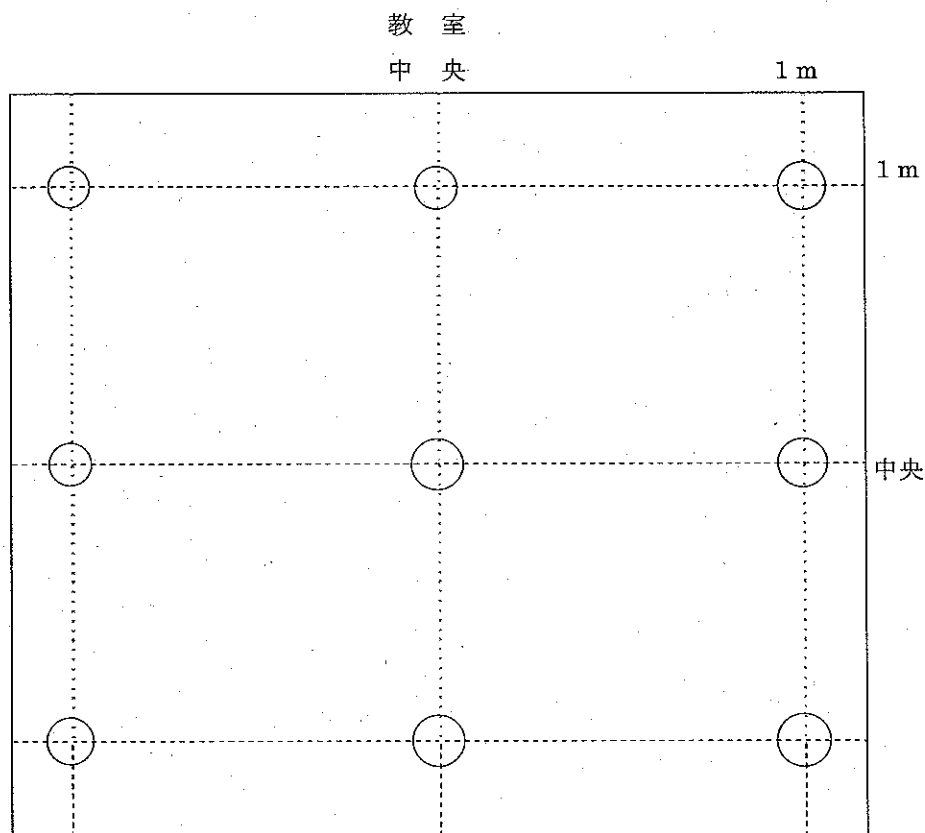
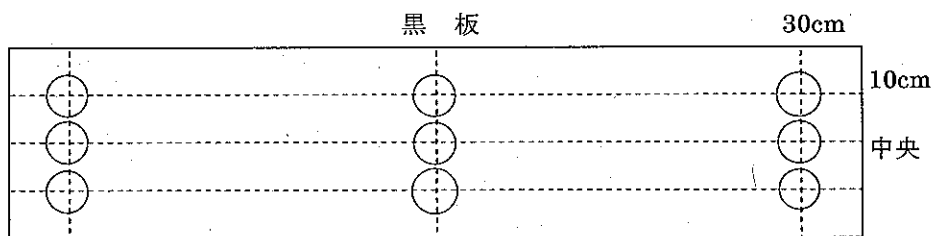
黒板の照度は、図に示す 9 か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。

教室以外の照度は、床上 75cm の水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。

(11) まぶしさ

見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。

図



(12) 騒音レベル

普通教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室を選び、児童生徒等がいない状態で、教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。

等価騒音レベルの測定は、日本工業規格 C 1509 に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。

なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。

	特殊な騒音源がある場合は、日本工業規格 Z 8731 に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。
備考	一 検査項目 (12) において、測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。 エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量(以下「有機物等」という。)	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア. 専用水道(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。)が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。

水質

備考
 ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/ℓ以下とする。

(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質

- ア. 一般細菌
- イ. 大腸菌
- ウ. 塩化物イオン
- エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- オ. pH値
- カ. 味
- キ. 臭気
- ク. 色度
- ケ. 濁度

水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。

備考
 一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあつては、ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/ℓ以下とする。

(4) 雑用水の水質

- ア. pH値
- イ. 臭気
- ウ. 外観
- エ. 大腸菌
- オ. 遊離残留塩素

5.8以上8.6以下であること。
 異常でないこと。
 ほとんど無色透明であること。
 検出されないこと。
 0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ）以上であること。

施設

(5) 飲料水に関する施設・設備

- ア. 給水源の種類
- イ. 維持管理状況等

上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。
 (ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。
 (イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。
 (ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。

設備		(エ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。
	ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。
	(6) 雑用水に関する施設・設備	(ア) 水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ) 水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ロ) 飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (エ) 貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。 (オ) 水管は、漏水等の異常が認められないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く)の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)により測定する。 エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量については、滴定法により測定する。
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 有機物等	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)により測定する。
備考	
一 検査項目(1)については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。	
(2) 専用水道に該当しない井戸水	

水 質	等を水源とする飲料水の水質	
	ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	備考	
	一 ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。	
	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	
	エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
オ. pH値		
カ. 味		
キ. 臭気		
ク. 色度		
ケ. 濁度		
備考		
一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあつては、エ. の項目中、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。		
(4) 雑用水の水質		
ア. pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
イ. 臭気		
ウ. 外観	目視によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる。	
エ. 大腸菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
オ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。	
(5) 飲料水に関する施設・設備		
ア. 給水源の種類	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図	

設 ・ 設 備	イ. 維持管理状況等	面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。
	ウ. 清潔状態	
(6) 雑用水に関する施設・設備	施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。	

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
学 校 の 清 潔	(1) 大掃除の実施	大掃除は、定期に行われていること。
	(2) 雨水の排水溝等	屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。 また、雨水配水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。
	(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。
ネ ズ ミ、 衛 生 害 虫 等	(4) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。
教 室 等 の 備 品 の 管 理	(5) 机、いすの高さ	机面の高さは、座高/3+下腿長、いすの高さは、下腿長であるものが望ましい。
	(6) 黒板面の色彩	(ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(6)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
学 校 の 清 潔	(1) 大掃除の実施	清掃方法及び結果を記録等により調べる。
	(2) 雨水の排水溝等	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
	(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。

ネズミ、衛生害虫等	(4) ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ	机、いすの適合状況を調べる。
	(6) 黒板面の色彩	明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
水質	(1) 遊離残留塩素	0.4mg/ℓ以上であること。また、1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。
	(2) pH値	5.8以上8.6以下であること。
	(3) 大腸菌	検出されないこと。
	(4) 一般細菌	1ml中200コロニー以下であること。
	(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として12mg/ℓ以下であること。
	(6) 濁度	2度以下であること。
	(7) 総トリハロメタン	0.2mg/ℓ以下であることが望ましい。
	(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。
施設	(9) プール本体の衛生状況等	(ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ) 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	(ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	(ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸

設備の衛生状態		カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	1500ppm 以下が望ましい。
	イ. 空気中の塩素ガス	0.5ppm 以下が望ましい。
	ウ. 水平面照度	200 lx 以上が望ましい。
備考 一 検査項目 (9) については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。		

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2) pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(3) 大腸菌	
	(4) 一般細菌	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
	(5) 有機物等	
	(6) 濁度	
	(7) 総トリハロメタン	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(8) 循環ろ過装置の処理水	
施設・設備の衛生	(9) プール本体の衛生状況等	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状況を調べる。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	消毒設備及びその管理状況について調べる。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	検知管法により測定する。
イ. 空気中の塩素ガス	検知管法により測定する。	

状態	ウ. 水平面照度	日本工業規格 C 1609に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。
----	----------	---

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
	(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3) 明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、眩しさがなく、目眩を誘わないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4) 騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
飲料水等の水質及び施設・設備	(5) 飲料水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(6) 雑用水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
	(7) 飲料水等の施設・設備	(ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。

学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8) 学校の清潔	(イ) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	(9) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
水泳プールの管理	(10) プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/l以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/l以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(11) 附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

第6 雑則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

学校保健安全法（抜粋）

（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第七三号

（学校環境衛生基準）

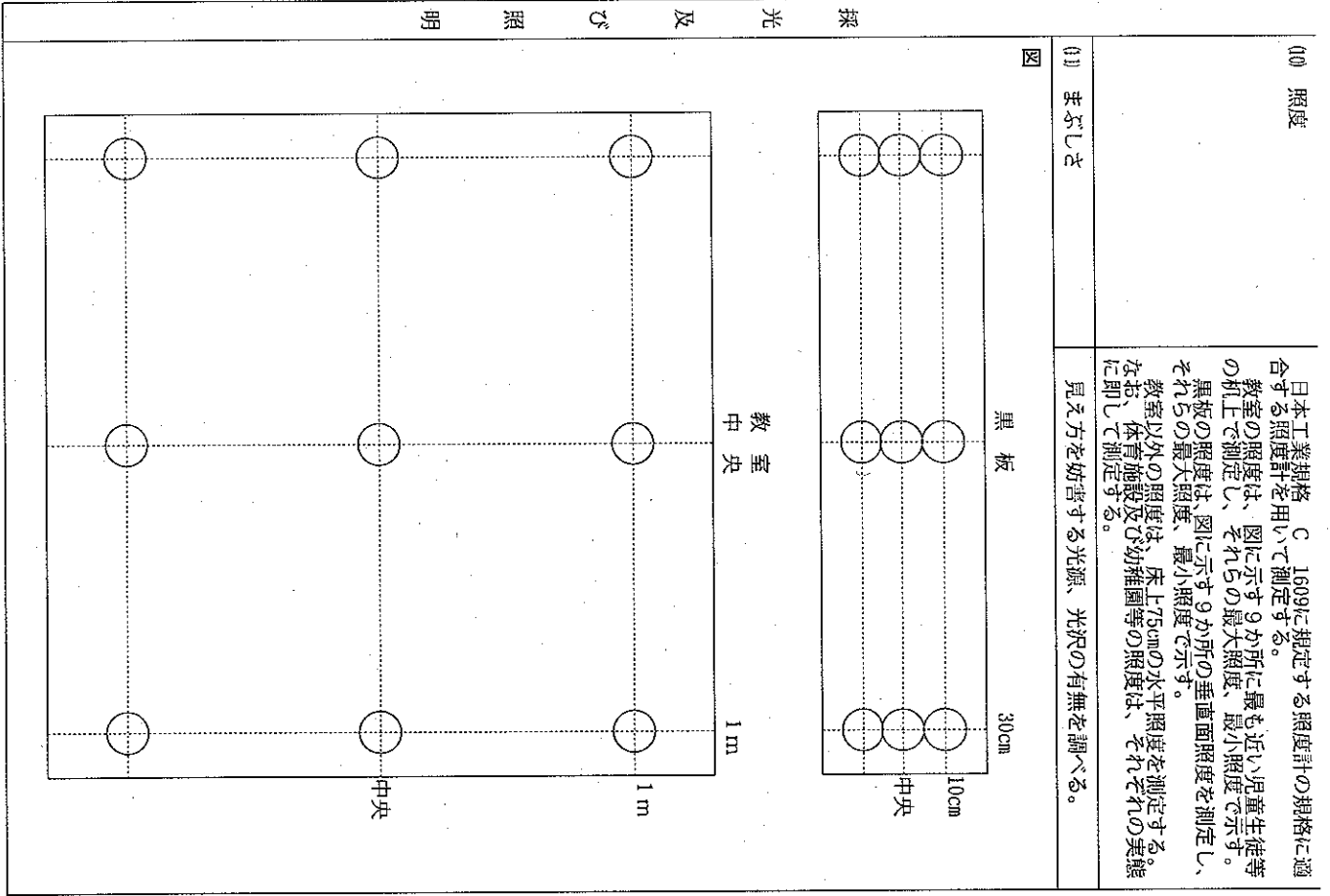
第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)~(7)及び(10)~(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 換気	二酸化炭素は、検知管法により測定する。 アスベスト通風乾湿計を用いて測定する。
(2) 温度	アスベスト通風乾湿計を用いて測定する。
(3) 相対湿度	アスベスト通風乾湿計を用いて測定する。
(4) 浮遊粉じん	相対湿度10μm以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法 (Low-Volume Air Sampler法) または質量濃度変換係数 (K) を求めて質量濃度を算出する。相対湿度計を用いて測定する。
(5) 気流	カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。
(6) 一酸化炭素	検知管法により測定する。
(7) 二酸化窒素	ガルフマン法により測定する。
(8) 揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。 ジニトロフェニルピロラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィー法により測定する。
ア. ホルムアルデヒド	固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、カスカロマトグラフ-質量分析法により測定する。
イ. トルエン	
ウ. キシレン	
エ. パラジクロロベンゼン	
オ. エチルベンゼン	
カ. スチレン	
(9) ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1皿を電気掃除機で1分間吸引し、ダニアレルゲンを抽出し、顕微鏡で1分間吸引するか、アレルゲン量を測定する。

備考
一 検査項目(1)~(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。
検査項目(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等において、必要と認められる場合に検査を行う。
検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。
二 検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認められる教室において検査を行う。
検査項目(9)については、必要と認められる場合に検査を行う。30分以上換気した後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにおいては高速液体クロマトグラフィー法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。
三 検査項目(9)については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。



騒音レベル	<p>普通教室に対する工作音、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の測定は、日本工業規格 C 15091に規定する5分間、等価騒音レベルを用い、A特性で測定する。</p> <p>等価騒音レベルの測定は、日本工業規格 C 15091に規定する5分間、平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で測定する。</p> <p>なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音レベルから等価騒音レベルを換算するための計算式により、等価騒音レベルを算出する。</p> <p>特殊な騒音源がある場合は、日本工業規格 Z 8731に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。</p>
-------	---

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。
イ. 大腸菌	エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/l以下であること。
ウ. 塩化物イオン	
エ. 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン消費量(以下「有機物等」という。)	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	

ア. 専用水道(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。きき水質検査の項目)	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。

備考	ア. の項目中、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/l以下とする。
(3) 専用水道(水道水を水源とする場合を除く。)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
備考	専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあっては、ア. の項目中、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/l以下とする。

(4) 雑用水の水質	
ア. pH値	5.8以上8.6以下であること。
イ. 臭気	異常でないこと。
ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。
エ. 大腸菌	検出されないこと。
オ. 遊離残留塩素	0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上であること。

施設	(5) 飲料水に関する施設・設備	<p>ア. 給水源の種類</p> <p>イ. 維持管理状況等</p>	<p>上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。</p> <p>ウ. 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けまいよう管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。</p> <p>エ. 給水栓は吐水口空間が確保されていること。</p> <p>オ. 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。</p> <p>カ. 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。</p> <p>キ. 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。</p>
	設備	<p>ウ. 貯水槽の清潔状態</p> <p>エ. 雑用水に関する施設・設備</p>	<p>貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。</p> <p>ウ. 水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。</p> <p>エ. 水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、取用不可である旨表示していること。</p> <p>オ. 飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。</p> <p>カ. 貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。</p> <p>キ. 水管は、漏水等の異常が認められないこと。</p>

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあっては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあっては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)の水質	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)により測定する。</p> <p>エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量については、測定法により測定する。</p>
ア. 一般細菌	
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 有機物等	
オ. pH値	
カ. 味	

水

キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	<p>水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第518号)により測定する。</p>
備考	<p>検査項目(1)については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。</p>
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。</p>
イ. 遊離残留塩素	<p>水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。</p>
備考	<p>ア. の項目中、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、測定法により測定する。</p>
(3) 専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
ア. 一般細菌	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。</p>
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
備考	<p>専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあっては、ア. の項目中、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、測定法により測定する。</p>

施設・設備	(4) 雑用水の水質	
	ア. pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	イ. 臭気	
	ウ. 外観	目視によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる。
	エ. 大腸菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	オ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
施設・設備	(5) 飲料水に関する施設・設備	
	ア. 給水源の種類	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。
	イ. 維持管理状況等	
	ウ. 清潔状態	
備	(6) 雑用水に関する施設・設備	
	施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。	

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
 1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

学校の清潔	(1) 大掃除の実施		清潔方法及び結果を記録等により調べる。
	(2) 雨水の排水溝等		雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
	(3) 排水の施設・設備		汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。
	(4) ネズミ、衛生害虫等		ネズミ、衛生害虫等の生息に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。
	(5) 机、いすの高さ		机、いすの適合状況を調べる。
	(6) 黒板面の色彩		明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(6)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

水	検査項目		基準
	(1) 遊離残留塩素		0.1mg/ℓ以上であること。また、1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。
	(2) pH値		5.8以上8.6以下であること。
	(3) 大腸菌		検出されないこと。
	(4) 一般細菌		1ℓ中200コロニー以下であること。
	(5) 有機物等		過マンガン酸カリウム消費量として12mg/ℓ以下であること。
質	(6) 濁度		2度以下であること。
	(7) 総トリハロメタン		0.2mg/ℓ以下であることが望ましい。
	(8) 循環ろ過装置の処理水		循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
 1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	(ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ) 水位調整槽又は濾水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	(ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が管理が確実に行われていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。
施設・設備の衛生状態	(11) 消毒設備及びその管理状況	(ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。
	(12) 屋内プール	1500ppm以下が望ましい。
	ア. 空気中の二酸化炭素	0.5ppm以下が望ましい。
衛生状態	イ. 空気中の塩素ガス	200μ以上が望ましい。
	ウ. 水平面照度	

備考
— 検査項目(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、風呂い槽を設置することが望ましい。
また、プール水を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の教員が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(10)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
(2) pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
(3) 大腸菌	
(4) 一般細菌	
(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
(6) 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
(7) 総トリハロメタン	
(8) 循環ろ過装置の処理水	

施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は濾水槽の管理状況を調べる。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	消毒設備及びその管理状況について調べる。
施設・設備の衛生状態	(12) 屋内プール	検知管法により測定する。
	ア. 空気中の二酸化炭素	検知管法により測定する。
	イ. 空気中の塩素ガス	日本工業規格 C 1609に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。
ウ. 水平面照度		

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目	基準
(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
(3) 明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見える方がまぶしさが少ないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
(4) 騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
(5) 飲料水の品質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること、ただし、水栓が病原生物によつて著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
(6) 雑用水の品質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること、ただし、水栓が病原生物によつて著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。
(7) 飲料水等の施設・設備	(ア) 水飲み、洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。

<p>(8) 学校の清潔</p>	<p>教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。</p>
<p>学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等</p>	<p>校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。</p>
<p>(9) ネズミ、衛生害虫等</p>	<p>(イ) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (ロ) 遊離残留塩素は、ゾールの使用前及び使用中 1 時間ごとに 1 回以上測定し、その濃度は、どの部分でも 0.4mg/l 以上保持されていること。また、遊離残留塩素は 1.0mg/l 以下が望ましい。 (ハ) pH 値は、ゾールの使用前に 1 回測定し、pH 値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (ニ) 透明度に常に留意し、ゾール水は、水中で 3m 離れた位置からゾールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。</p>
<p>水泳ゾールの管理</p>	<p>ゾールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。</p>
<p>(10) ゾール水等</p>	<p>(11) 附属施設・設備等</p>

2 点検は、官能法によるもののほか、第 1 から第 4 に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

第 6 雑則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から 5 年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から 3 年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。